



特別規則書
SUPPLEMENTARY REGULATION

MOBILITY RESORT MOTEGI 

2025年10月18日(土)開催

G310トロフィー supported by チーム・エトワール
特別規則書

目次

第1章 競技規則

第1条	競技会の名称	1
第2条	主催者	
第3条	開催場所	
第4条	大会役員	
第5条	参加者資格および指名登録	
第6条	開催日程・開催クラス・周回数	
第7条	参加申込先・申込期間	
第8条	参加申込	
第9条	身分証と通行証	2
第10条	参加定員	
第11条	参加料と共済会掛金	
第12条	料金規定	
第13条	もてぎ鈴鹿(MS)共済会	
第14条	参加受付(書類検査)	
第15条	参加車両	3
第16条	トランスポンダー(自動計測装置)の装着	
第17条	燃料規定	
第18条	車両検査・装備品検査	
第19条	スタート前チェック	4
第20条	ピット・パドックの使用	
第21条	ピットインおよびピットアウト	
第22条	公式予選	5
第23条	スタート方法	6
第24条	赤旗中断されたレースの再スタート	
第25条	レース終了	
第26条	暫定表彰	
第27条	参加者の遵守事項	
第28条	走行中の遵守事項	7
第29条	決勝中のピットイン義務	8
第30条	賞典および賞典の制限	
第31条	負傷時の医務室受診義務	
第32条	主催者の権限	9
第33条	大会役員の責任	
第34条	本規則の解釈	
第35条	公式通知の発行	

第2章 車両規則

第36条	もてロークラス車両規定	9
第37条	NEO STANDARDクラス車両規定	
第38条	チャレンジクラス車両規定	

公 示

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)承認のもとに国際スポーツ憲章・FIM競技規則に基づいた2025 MFJ国内競技規則および、本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第 1 章 競技規則

第 1 条 競技会の名称

G310トロフィー supported by チーム・エトワール

第 2 条 主催者

- ホンダモビリティランド株式会社
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL. 0285-64-0200
FAX. 0285-64-0209
- エム・オー・スポーツクラブ(M.O.S.C.)
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL. 0285-64-0200
FAX. 0285-64-0209

第 3 条 開催場所

モビリティリゾートもてぎ レーシングコース
栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
ロードコース フルコース :4.8013km

第 4 条 大会役員

公式プログラムにて公示する。

第 5 条 参加者資格および指名登録

～1) ライダー

2025年度有効なMFJ競技ライセンス(国際、国内、フレッシュマン、ジュニア)所持者の1名もしくは2名を登録しなければならない。

また、もてぎロードレースについては、ライダーの登録は1名のみとする。

MFJ競技ライセンス国際所持者を登録する場合は、国内、フレッシュマン、ジュニアのMFJ競技ライセンスを所有するもう1名のライダーも登録しなければならない。

ただし、参加申込時開始時(9月4日)時点で55歳以上のMFJ競技ライセンス国際所持者は、1名のみの登録も可とする。

同一の大会においては他チームと重複して登録できない。

～2) ピットクルー

1 名もしくは 2 名を登録しなければならない。ライダーを登録することはできない。

第 6 条 開催日程・開催クラス・周回数

- ～1) 開催日程・ **2025 年 10 月 18 日(土)**
- ～2) 開催クラス **もてぎロードレース**・もてぎ耐久クラス・NEO STANDARD クラス・チャレンジクラス
- ～3) レース周回数 20 周

第 7 条 参加申込先・申込期間

- ～1) 申込先
モビリティリゾートもてぎ モータースポーツ課 レース事務局
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1
TEL. 0285-64-0200 FAX. 0285-64-0209
- ～2) もてぎロードレースホームページ内よりエントリー
- ～3) 申込期間 **2025 年 9 月 4 日(木)～9 月 25 日(木)**

第 8 条 参加申込

- ～ 1) 参加申込は、WEBサイトからエントリーするものとする。
https://www2.ms-event.net/mrmweb/user/?a=race.race_entry_list
- ～ 2) 参加申込期間は、第7条に記すとおりとする。
- ～ 3) 参加料およびMS共済会費(非会員のみ)は申込と同時に決済をし支払うこと。
※参加料・共済会費の決済が完了しない限り申込完了とにならない。
- ～ 4) 18歳未満の未成年のライダーは、誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名と実印の捺印とその印鑑登録証明書(3 ヶ月以内に取得したもの)を各大会ごとに提出しなければならない。
- ～5) ピットクルーは最低1名の登録を条件とし、2名までの登録が可能である。
- ～6) 参加申込者に対しては締切後、大会事務局から参加受理または、参加拒否が通知される。参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
(ただし、事務手数料金として2,200円を差し引く)

～7) 参加申込後、参加を取り消す申込者に参加料は返却されない。

第9条 身分証と通行証

- ～1) 参加申込が正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ビットクルーなどの身分証が主催者より送付され、特別スポーツ走行日当日より有効となる。
- ～2) 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行ができない。また、駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告無しでレッカー移動する場合がある。なお、年間参加者の駐車場所のみ主催者はパドックを指定する。
- ～3) パドック通行が許される参加者のサービスカーは、原則として参加車両1台につき1台とされる。
- ～4) パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー移動し、参加者に罰則を科す場合がある。
- ～5) パドック内駐車枠における車両(トランスポーター)以外の物による場所取り行為は禁止する。車両以外の物が置かれている場合は主催者により撤去される。
- ～6) 交付された身分証や通行証は他に貸与したり転用してはならない。貸与、転用した場合、また、複製等不正使用した場合は1件につき罰金1万円を科す。
- ～7) 身分証、通行証を紛失または破損した時は事務局に再交付の手続きを取り再交付を受けること。
ただし、再交付手数料2,200円を必要とする。

第10条 参加定員

- ～1) 参加申込の定員は47台とする。
- ～2) 各クラス申込の順番は、申込時間の早い順番に決定される。

第11条 参加料と共済会掛金

参加料および共済会 (税込)

参加料	MS共済会掛金
1名でも2名でも 27,000円	非会員1名につき7,000円

第12条 料金規定

項目	料金(税込)	備考
ライダー変更・追加手数料(1名)	5,500円	※参加受付での変更時
再ブリーフィング手数料(1名)	5,500円	
トランスポンダー補償料(1個)	55,000円	※破損・紛失した場合に支払うものとする
ビットガレージ鍵交換費用(1個)	55,000円	
ビットサインマン腕章(1枚)	1,100円	※破損・紛失した場合に支払うものとする
車両変更手数料(1台) エントリー終了から 公式車検終了まで	5,500円	※MFJ国内競技規則に準ずる。 ※登録された車両の変更は、原則として認められない。 変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。

第13条 もてぎ鈴鹿(MS)共済会

- ～1) モビリティリゾートもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびビットクルーはMS共済会に加入しなければならない。
- ～2) MS共済会は年間加入または暫定加入とする。
 - ① 年間加入はMCoM会員もしくはSMSC会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。
(走行会員/10,000円・ビットクルー/4,000円)
 - ② 暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行、予選、決勝)のみ有効とする。
(ライダー/7,000円・ビットクルー/500円)

第14条 参加受付(書類検査)

- ～1) 参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
全てのライダーは捺印した誓約書を提出しなければならない、未成年者が参加する場合は親権者の実印の捺印と印鑑証明書も合わせて提出すること。提出書類に不備がある場合は参加を認めない。
 - ① 参加受理書
 - ② MCoMライセンスもしくはSMSCライセンス(ライダー・ビットクルー所有者のみ)
 - ③ MFJ ライセンス(ライダー・ビットクルー)
 - ④ メディカルパスポート※掲示義務あり(各自で準備し、ライダーは携帯すること)
※メディカルパスポートはMFJホームページ内、各種申請書からダウンロードすること。
 - ⑤ 誓約書・承諾書
 - ⑥ 車両仕様書
参加受付の際に車両仕様書を提示し、車両仕様書に受付完了の押印を受けること。
受付完了の押印が無い場合、車検が受けられない。
また、もてぎロードレース選手権年間エントリー者についてはもてぎロードレース選手権のテクニカルパスポートを受け取り使用すること。
 - ⑦ その他 主催者が指定したもの
- ～2) 参加受理後のビットクルー変更には、1,100円の変更料と変更後のビットクルーの共済会申込とMS共済会費500円(非会員のみ)が必要となる。
参加申込後のビットクルーの追加は、**3,300円**の申請料と追加のビットクルーの共済会申込とMS共済会費500円(非会員のみ)を添え参加受付にて登録すること。

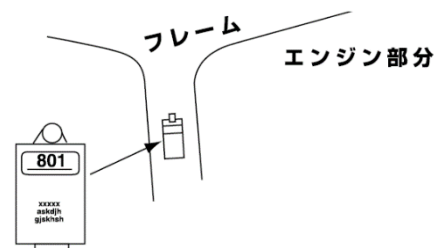
第15条 参加車両

参加車両は以下の車両に限定される。

- BMW G310R 型式: 0G01
- BMW G310GS 型式: 0G41

第16条 トランスポンダー(自動計測装置)の装着

- ～1) 全ての参加者は主催者が用意したトランスポンダーを車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走認められない。
- ～2) 参加者は、自身で所有するMYLAPS社製マイボンダーを使用する場合には、以下に従うこと。
 - ① 参加受付時にMYLAPS社製マイボンダーのシリアル番号を伝え使用を申し出ること。
 - ② 取り付け方法・箇所については、本条～4)に従うこと。
 - ③ 計時長が判断し、競技役員より指示された場合は、直ちに主催者の用意するトランスポンダーに付け替えること。
- ～3) トランスポンダーの配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。
(予選不通過車両は当該予選終了後1時間以内とする。)
万一破損・紛失した場合、1個につき55,000円が主催者より請求される。
- ～4) 取り付け方法および箇所について
 - ① トランスポンダー専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
 - ② 地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。取り付け位置は図を参照のこと。



第17条 燃料規定

- ～1) 燃料はMFJ国内競技規則付則4 ロードレース競技規則に基づき規制され、施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明書を提出しなければならない。
- ～2) ガソリン購入証明提出期限は、公式車検終了までとする。やむをえず、公式車検時までに提出できない場合は、公式予選開始時までに車検員に提出しなければならない。
- ～3) サーキット内供給燃料
 - ① 供給時間: 公式通知にて公示する。
 - ② 供給場所: 第1バドック内ガソリンスタンド
 - ③ 消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。
 - ④ 燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置をつけたり、添加剤を混入してはならない。

第18条 車両検査・装備品検査

MFJ国内競技規則付則4ロードレース競技規則に基づく。

- ～1) 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。
- ～2) 車検場には、ガソリン購入証明書と受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
- ～3) 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。
- ～4) 予選・決勝を通じて公式車両検査時と異なる車両、装備を使用した場合、罰則が課せられる場合がある。
- ～5) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは次の通りである。
 - ① ヘルメット
※フルフェイス形のもので、MFJが公認したものでなければならない。(MFJが公認したヘルメットには認証マークが貼付されている)
 - ② MFJ公認のヘルメットリムーバースystem
 - ③ レーシングスーツ
※革もしくは革と同等の素材であり、MFJの公認したものでなければならない。(MFJが公認したレーシングスーツには認証マークが貼付されている)
※左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナ、および血液型をアルファベットで明記しなければならない。
 - ④ 脊柱プロテクション
脊柱プロテクションは、CE規格「EN1621-2(Level1またはLevel2)」適合品に限られる。
 - ⑤ チェストガード
胸部プロテクション(チェストガード)は、CE規格「EN1621-3(Level3(Level1またはLevel2))」適合品に限られる。
 - ⑥ グローブ
※革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
 - ⑦ ブーツ
※革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
 - ⑧ エアバッグ
エアバッグを使用するライダーは検査を受けなくてはならない。55歳以上と22歳以下のライダーはエアバッグの着用を義務付ける。
エアバッグは、MFJ登録製品に限られる。登録製品は、MFJ国内競技規則書巻末付録参照。

第19条 スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェックを受けなければならない。
チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とヘルメットとする。

車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。(転がしタイヤの装着は禁止)

第20条 ピット・パドックの使用

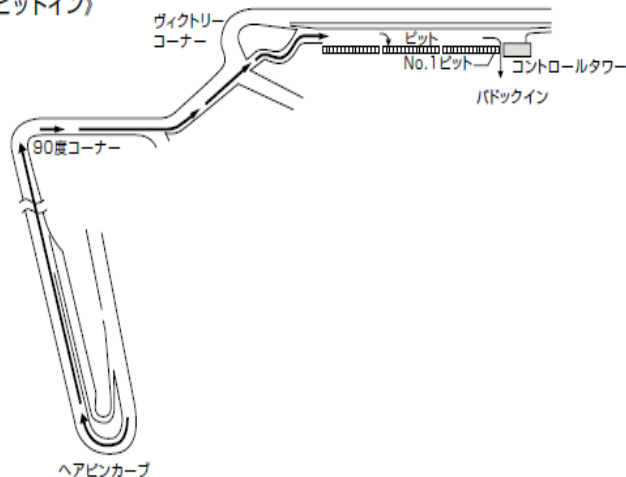
- ～1) 特別スポーツ走行、予選、決勝レースの使用ピットは、大会事務局によって割当てられる。
- ～2) 割当てられたピット・パドックを、参加者相互で交換・変更する場合は、双方のチーム代表者が署名をしたピット変更届を大会事務局に提出し、事務局長の許可を得なければならない。
- ～3) 特別スポーツ走行、予選、決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- ～4) ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。また、ピット使用後は責任を持って清掃をすること。
- ～5) ピットを割当てられた参加者は、特別スポーツ走行、予選、決勝レースを通じて、ピット内の黄色の破線より前部分(コース側)は、当該走行クラスのピットとして使用できるよう工具、部品等は置かないこと。
- ～6) ピットの鍵を借りる場合は、チーム代表者が顔写真付の身分証を提示し、使用するピットの全参加代表者に了解を得た上で借りること。貸出は特別スポーツ走行終了後から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後2時間以内に返却できない場合は、シリンダー錠交換代金として**55,000円**を請求する。
- ～7) ピット・パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等(カウル、マフラー、タイヤなど)は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。
処理できない品の置き去りについては不法投棄となり処罰される。

ゴミ箱に捨てられる物	紙類 ビニール類 カン、ビン、ペットボトル 廃油 砂利 金属
特に気を付けて持ち帰って頂く物	タイヤ フレーム その他家電製品等 エンジン バッテリー

第21条 ピットインおよびピットアウト

- ～1) 大会期間中を通じてピットレーンのスピード制限は60km/h以下とする。違反した場合は罰則を科す場合がある。
- ～2) ピットインする車両は、**ヘアピンカーブ出口**から、コース右端に車両を寄せ、安全を確認してから、ピットレーンに進入しなければならない。このピットレーンおよびピット走行レーンは60km/h規制に従い走行しなければならない。また、補助区域、停車区域を横切る目的以外で走行してはならない。

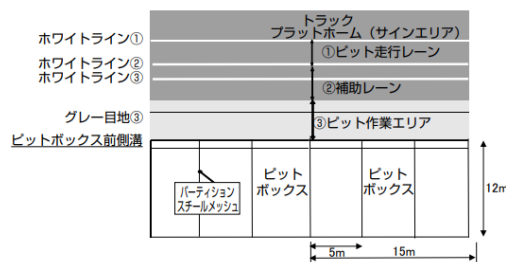
〈フルコースピットイン〉



～3) ピットボックス前の部分(ピットレーン)は次の3つに区分される。

- ① ピット走行レーン
シグナリング・プラットホーム(ホワイトライン①)とホワイトライン②の間の部分。ピットインおよびピットアウト専用の区域
- ② 補助レーン
ホワイトライン②とグレー目地③の間の部分。ピット走行レーンからピット作業エリアへ移動する時(あるいはその逆)に通過する区域。
- ③ ピット作業エリア
グレー目地③とピットボックス前側溝(ピットレーン側)までの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う部分。

〈ピットレーン図〉





～4) ピットレーン出口シグナルライトについて

- ① スポーツ走行、予選、決勝を通じて「レッドライト」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンライト」が点灯している時のみ、コースインすることができる。また、走行中は、いずれかの時点で「ブルーライト」が点滅に切り換わる。「ブルーライト」が点滅している時は、コースイン可能だが、すでにコース上を走行している車両があることを示しているため、充分注意してコースインすること。
- ② コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。

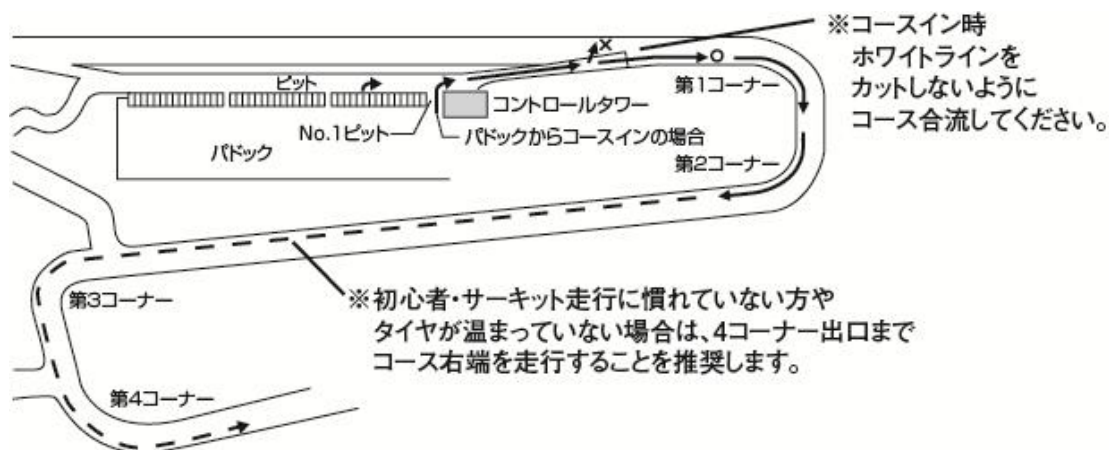
～5) ピットレーン出口から第1コーナーにかけて引かれているホワイトライン(図2参照)は以下の通り運用を行う。

- 1) ピットレーンよりコースに合流する車両は、白線を越えて走行してはならない。
- 2) このラインはコース上を走行する車両を制限するものではない。

～6) ピットアウトしてコースインするライダーは、第2コーナーを通過するまで、コース右側ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

～7) 下記の定められた手順に従い、コースインおよびピットアウトを行うこと。

《図1 フルコース コースイン》



《図2 ホワイトライン詳細図》



第22条 公式予選

- ～1) 予選方法は、MFJ 国内競技規則付則4 15公式予選のとおりとする。
- ～2) 公式予選の義務周回数は定めない。
- ～3) 予選終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをしてコースを1周し、ピットまたは待機場所に戻らなければならない。
- ～4) 予選・決勝レース出走可能台数は以下のとおりとする。

フルコース	
予選	決勝
47台	47台

～5) 決勝レースへの出走願書提出は、暫定予選結果発表後30分以内とする。

～6) 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。

～7) 登録されたライダーにより公式予選が行われる。ライダーが2人いる場合はタイムアタックをするライダーの指名や順番は指定しない。

解説:ライダーを2人登録している場合、1人もしくは2人でタイム計測を行うことができる。

～8) 公式予選において走行中のライダーは、常にタイム計測が行われる。

～9) 予選方法は各チームによって正式に登録されたライダーのタイム計測を行い、記録された最高ラップタイム順によって決勝レースのグリッドが決められる。

～10) タイム計測で、同一タイムを複数のチームが記録した場合は、最初にそのタイムを記録したライダーが優先され順位が決定される。

第23条 スタート方法

～1) 決勝レースのスタート方法は、ル・マン式とする。第1グループを**もてろ**クラス・もて耐クラス、第2グループをNEO STANDARDクラス、第3グループをチャレンジクラスとし、3グループに分かれスタートするスタaggerスタートとする。それぞれ各グループ内の予選結果の順位に基づきグリッドが決定される。

～2) スタートライダーは、ライダーの経験・技量等を熟慮し、各チーム内で一番安全にスタートできるライダーを選出すること。

～3) ライダーの走行順序は問わない。(スタートライダーの申請は不要とする。)

～4) スタートにおける反則は、MFJ国内競技規則 付則4 19スタートにおける反則に基づくものとする。

～5) スタート方法の詳細は、公式通知またはフリーフィングにて発表される。

～6) コース状況により、セーフティカー先導によるスタートになる場合がある。

第24条 赤旗中断されたレースの再スタート

レースが再スタートされる場合の手順、ならびに再スタート後の周回数についてはMFJ国内競技規則 付則4 25

赤旗中断されたレースの再スタートに準ずる。

また、トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の

2/3(小数点以下切り捨て)を走行した場合、当該レースは完了したと見なされる。

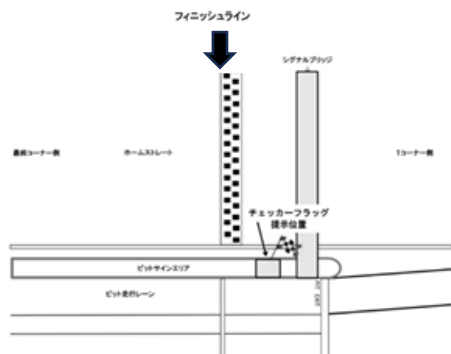
第25条 レース終了

～1) トップがレースに定められた周回数を終了した時点でトップにチェッカー旗が振られる。チェッカーフラッグは、ライダーに分かりやすく目線の高さに提示される。

～2) レースの終了は、チェッカー旗によりトップ走者がゴールしたのち、4分を経過した時である。

～3) ピットレーンでチェッカーを受けたライダーは、同一周回数者の最後尾とする。

～4) フィニッシュラインは以下の通りとする。



第26条 暫定表彰

チェッカーフラッグの提示を受けたライダーは、コースを徐行して1周した後、所定の保管区域に車両を持ち込まなければならない。

また、仮表彰対象のライダーはコントロールタワー前(パドック側)にて行われる仮表彰式に参加しなければならない。

第27条 参加者の遵守事項

～1) 参加者は、参加申込をする際ならびに出場する大会の前日に、規則の変更や追加を確認しなければならない。

～2) ライダーは、公式通知記載の当該クラスのフリーフィングに必ず出席しなければならない。

～3) 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。

～4) ライダーの服装は、MFJ国内競技規則 第3章競技会 15競技参加者の遵守事項に準ずる。またピットクルーの服装は、MFJ国内競技規則 第2章 9ピットクルーに関する規定に準ずる。安全上、長袖、長ズボンの服装が望ましく、サンダル履きを禁止とする。

～5) 参加者は、パドックを含むモビリティリゾートもてぎ内において、ホテル・キャンプ場宿泊施設以外では、宿泊することはできない。

～6) 許された場所(コントロールタワー横・各トイレ周辺・メディカルセンター前)以外での喫煙は厳禁とする。

～7) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

～8) 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。

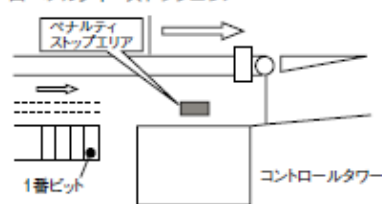
～9) 参加者は、スポーツマンシップに則り行動しなければならない。

- ～10) レース事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。(ガムテープ・タイヤ等による場所取り)
- ～11) 使用済みタイヤは、パドック等に放置せず、必ず参加者が持ち帰ること。

第28条 走行中の遵守事項

- ～1) 走行中、ピットガレージのシャッターより内側にマシンを入れた場合、予選中は走行終了、決勝においてはリタイアしたものと判定される。
この決勝とはスタート前チェックを開始した時点からの事を言う。
- ～2) 決勝レース中に、ピットインする車両は、ヘアピンカーブ出口からコース右端に車両を寄せ安全を確認してから、ピットレーンに進入しなければならない。このピットレーンおよびピット走行レーンは60km/h規制に従い走行しなければならない。また、補助レーン、ピット作業エリアを横切る目的以外で走行してはならない。
- ～3) ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の減速区域から停止区域に入り、できるだけ自己のピットに近づけて停車させること。
- ～4) ピットインして停車区域に入った車両、および当該車両のライダーやピットクルーはピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。
- ～5) ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両は、エンジンを停止させたのち、進行員の承認を得て当該車両のライダーおよびピットクルーによって後向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- ～6) ピットアウトしようとする車両は、ピット走行レーンにおいてピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。
- ～7) ピットアウトして、コース復帰する車両は、ピット走行レーンをでて第2コーナーを通過するまで、コースの右側ラインに沿って走行しなければならない。その間後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- ～8) ピットからの再スタートはセルスタートとする。
- ～9) スロー走行車は後方の安全を十分に確認し、合図をしながら基本的にはコース右端を走行する。また、著しくスピードが落ちている場合はすみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- ～10) オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- ～11) ペナルティーストップ実施の場合、「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード(ペナルティーストップボード)をコントロールライン等で掲示する。3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティを実行しない場合、失格となる。
- ～12) ジャンプスタートのペナルティに対し、「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボードをコントロールライン等で掲示する。
当該ライダーは、ピットレーン速度を遵守し、途中自ピットボックス等に停車することなくペナルティを受けなければならない。
コントロールライン上で3回目の提示を受けてもピットインせず、ペナルティを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- ～13) 西コース短絡路・東コース短絡路など規定以外のコースを走行してはならない。
これに違反した場合は、罰則を課す場合がある。短絡路についてはコントロールタワー周辺図を参照。
- ～14) ペナルティーストップエリア
ペナルティーストップエリアは下図の通りの場所とする。

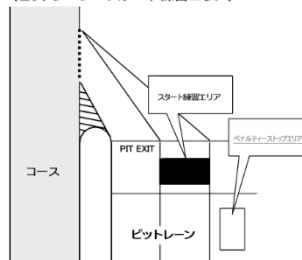
図 ペナルティーストップエリア



6) スタート練習

スタート練習はピットレーン出口においてのみ行うことができる。指定場所以外でのスタート練習は一切行ってはならない。スタート練習を行う場合は、後続車や周囲に十分に注意して行うこと。(スタート練習可能エリアは下図参照)

〈ピットレーン スタート練習エリア〉



～17) 決勝中の遵守事項

- ① ライダーの交替もしくは腕章の付け替えの際はエンジンを停止すること。
- ② 走行中、ライダーは必ず右腕上部にライダー腕章を着用しなければならない。
○ 第1走者…赤色 ○ 第2走者…黄色
1名で参加する場合は、最初のピットインまでは赤色のライダー腕章を着用し、ピットイン後は黄色のライダー腕章を着用すること。
- ③ 全てのチームはライダーの登録数に限らず、必ず1回はピットインしてライダー腕章を付け替えなければならない。
ライダーを2名登録しているチームはライダー交替をもってライダー腕章を付け替えたと見なす。

赤旗掲示時に、ピットレーンにいた車両および赤旗掲示前にピットレーン進入口よりピットレーン側にいた車両についてはピットインしていたとみなされ、赤旗中断したレースが再開される場合、ライダー交替(腕章付け替え)が認められる。このときピット滞在時間も満了したとみなされる。赤旗等の理由によりレースが中断され再開されなかった場合は、ピットインしていないチームに対し、競技結果に45秒のタイム加算を課す。ただし、競技結果が2周以下の場合、ライダー交替(腕章付け替え)・滞在時間を消化してもすべて消滅し、新たなレースとして再開される。レースの再スタートは第25条を適

用する。

※2名で参加する場合は、最初に走行するライダーが赤い腕章を着けて走行し、2番目に走行するライダーは黄色の腕章を予め装着して待機し、ピットインの際にライダー交替すること。また、2番目のライダーを登録し、同ライダーが走行しない場合は、ピットインしてライダー交替はせずに腕章だけ付け替える。登録したライダーが全員走行しなくても罰則の対象にならない。

- ④ ピットアウトしたライダーは、本コース上のコントロールライン(フィニッシュライン)を最低1回は通過しなければならない。

～18) ピットストップ・ピット作業

- ① ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えることと、ライダーの乗降行為およびライダー腕章の付け替えの補助を言う。ピット作業が許されるエリアは下図の区域とする。



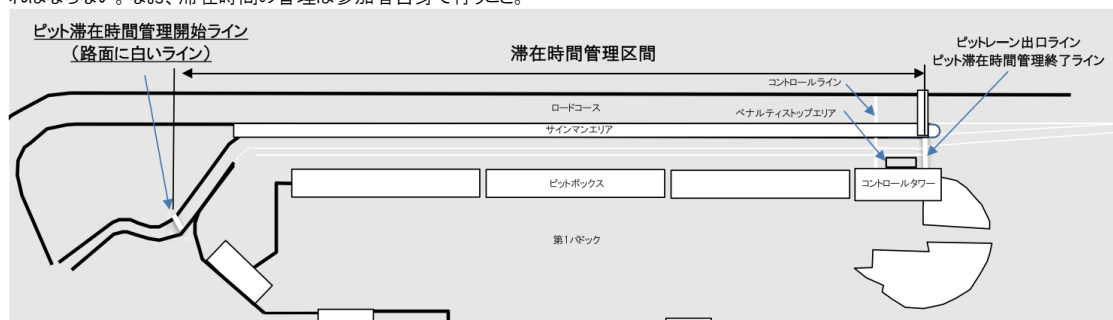
- ② 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことは禁止される。
- ③ 決勝レース中の燃料補給は認められない。
- ④ ピットレーンおよびピットサインエリアでのかかとの覆われていない履物の使用は禁止される。

～19) レース中の車両修理

競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、競技役員が保安目的で車両を移動させたり処置する場合、当該車両のライダーとピットクルーが救済措置のため運ばれてきた車両を自己のピット前まで運ぶ場合、および自己のピットを通り越した車両を停車区域内に押し戻す場合はこの限りではない。

第29条 決勝中のピットイン義務

決勝中、一回以上ピットインし、ライダー交替、腕章交換を行わなければならない。ピットインした際は、下図の区間に**最低1分間以上**滞在しなければならない。なお、滞在時間の管理は参加者自身で行うこと。



第30条 賞典および賞典の制限

- ～1) 1位～6位 トロフィー

- ～2) もてぎロードレースならびにNEO STANDARDクラスのもてぎロードレース選手権シリーズポイントランキング付与については
2025もてぎロードレース選手権特別規則 第33条 もてぎロードレース選手権シリーズポイントランキングに準ずる。

第31条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内医務室の診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 芳賀赤十字病院 | |
| 栃木県真岡市中郷271 | TEL:0285-82-2195 |
| (2) 済生会宇都宮病院 | |
| 栃木県宇都宮市竹林町911-1 | TEL:028-625-5500 |
| (3) 獨協医科大学病院 | |
| 栃木県下都賀郡壬生町北小林880 | TEL:0282-86-1111 |
| (4) 自治医科大学附属病院 | |
| 栃木県下野市薬師寺3311-1 | TEL:0285-44-2111 |
| (5) 水戸済生会総合病院 | |
| 茨城県水戸市双葉台3-3-10 | TEL:029-254-5151 |
| (6) 水戸医療センター | |
| 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280 | TEL:029-240-7711 |

第32条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- ～1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- ～2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- ～3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- ～4) 車両ゼッケンの指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- ～5) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- ～6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- ～7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- ～8) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第33条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第34条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第35条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって公示される。

公式通知は、

- ① 電子掲示板(情報ダウンロードページ)に掲載される。
 - ② 参加者の住所に郵送される。
 - ③ 大会事務局にて配布される。
 - ④ ライダーズブリーフィングで伝達される。
 - ⑤ ピットモニターテロップにて伝達される。
 - ⑥ 緊急の場合は場内放送で伝達される。
- 以上のいずれかの方法によって参加者に通告される。

第 2 章 車両規則

第36条 もてろークラス車両規則

車両は以下のいずれにも合致していなければならない。

2025もてぎロードレース選手権特別規則 第10章 車両規則 第76条 ST250S・ST250T・ST250Fクラス車両規定

2025もてぎロードレース選手権特別規則 第10章 車両規則 第77条 G310Rクラス車両規定

ただし、タイヤウォーマーの使用については以下の本大会特別規則が適用される。

・タイヤウォーマーの使用についてはピットボックス内・ピットレーン作業エリアに限定され、決勝レースにおけるグリッド上への持ち込みは禁止する。

第37条 もて耐クラス車両規則

車両は以下のいずれにも合致していなければならない。

2025もて耐特別規則 第17章車両・装備規定 第74条 NEO STANDARDクラス車両基本仕様

2025もて耐特別規則 第17章車両・装備規定 第75条 車両基本仕様

第38条 NEO STANDARDクラス車両規則

車両は以下のいずれにも合致していなければならない。

2025もてぎロードレース選手権特別規則書 第9章 NEO STANDARDクラス 特別規則 第56条 出場車両

メーカー名	タイヤ名	フロントタイヤ	リヤタイヤ
BRIDSTONE	BATTLAX BT-39	BT-39 Front	BT-39 Rear
DUNLOP	SPORTMAX Q-LITE	Q-LITE F	Q-LITE

2025もてぎロードレース選手権特別規則書 第10章 車両規則 第79条 ST250(単気筒・2気筒・4気筒)クラス車両規定

2025もてぎロードレース選手権特別規則書 第10章 車両規則 第80条 もてぎロードレース基本仕様

ただし、タイヤウォーマーの使用については以下の本大会特別規則が適用される。

・タイヤウォーマーの使用についてはピットボックス内・ピットレーン作業エリアに限定され、決勝レースにおけるグリッド上への持ち込みは禁止する。

第39条 チャレンジクラス車両規則

～1) 基本仕様

以下の規定以外は、ビー・エム・ダブリュ株式会社より販売された公道用一般市販状態から以下の内容を除き一切の改造、変更は許可されない。

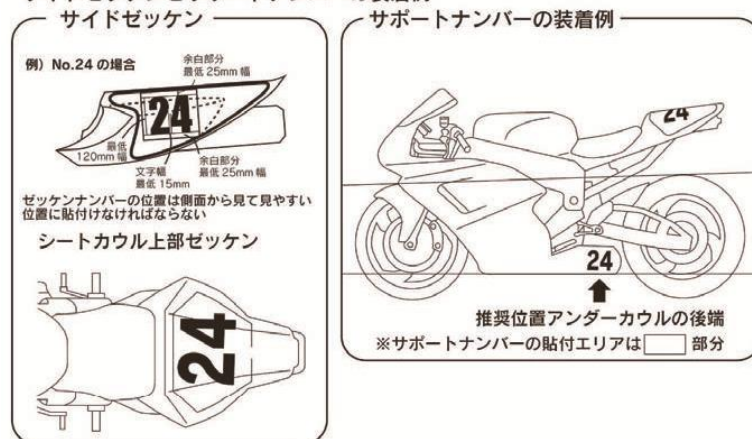
～2) ナンバープレート

1枚のプレートがフロントに固定されなければならない。他の2枚はモーターサイクルの両側に、外に向かって垂直に固定されなければならない。

ナンバープレートの色は自由とするが、地色と数字は反対色とし明確に認識できるようにしなければならない。蛍光色は使用できない。

いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。

サイドゼッケンとサポートナンバーの装着例



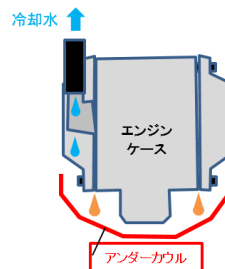
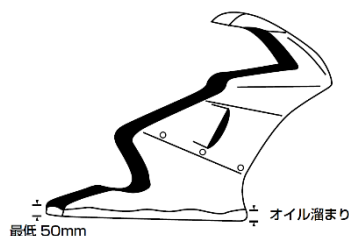
～3) レースのために取り外さなければならない部品

- ① テールライト/ウインカー/リフレクター
- ② バックミラー
- ③ ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
- ④ セーフティーバー/センタースタンド/サイドスタンド
- ⑤ 同乗者用フットレスト/クラブレール
- ⑥ ホーン

※ヘッドライトはメーカー出荷時の状態で取り外さなくてもよい。ヘッドライトを覆いフロントゼッケンとする場合、数字が識別できるようにすること。

～4) ボディーワーク

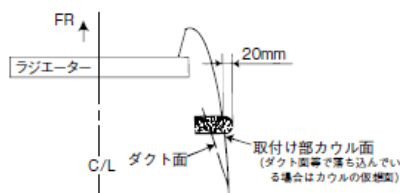
- ① エンジンおよびその他のすべての電気部品を停止することのできる効果的なイグニッションキルスイッチをハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けなければならない。
- ② エンジンの破損または故障時に、エンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクーラント総量の最低半分(最低5リットル)をアンダーカウルで保持できる構造でなければならない。端部の折り返しの高さは最低50mmとする。内部には吸収材および耐火素材が装着されていることが望ましい。
エンジンオイルおよびエンジンクーラント総量の最低半分をアンダーカウルで保持できる構造とは、クランクケース分割合わせ面、オイルパン合わせ面、クランクケースサイドカバー合せ面からの液体漏れを受け取る構造であること。また、水冷の場合、ホース差し込み口から漏れるエンジンクーラント(水およびレース用として市販されている冷却水)もアンダーカウルで受け取るような構造のこと。以下の図参照。



- ③ アンダーカウルには直径20mm(許容誤差+5mm)の水抜き用の孔を最低1個は設けなくてはならない(孔は2個までとする)。この孔は、ドライコンディションの時は閉じられていなければならない。競技監督が認めた場合、またはウェットレースの宣言を行なった場合、開けることができる。
- ④ チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方法は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が

巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。スイングアームの補強とリヤ・スプロケットガードを兼ねることは認められない。リヤ・スプロケットガードの板厚は最低2mm なければならない。

- ⑤ メーカー出荷時のフロント・スプロケットガードが装着していなければならない。逆シフトにする際に、フロント・スプロケットガードが干渉する場合、最小限のカットが認められる。ただし、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。
- ⑥ 転倒時の車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取り付けを認める。プロテクティブコーンはフェアリング表面より突き出し量を20mmまでとし、先端は半径10mm以上の曲面で面取りされていなくてはならない。また、プロテクティブコーンにエンジン保護以外の機能を持たせることは禁じられる。



～5)コントロールレバー

- ① すべてのハンドルバー・レバー類(クラッチ、ブレーキ等)は、原則として端部がボール状(このボールの直径は最低19mm)でなくてはならない。このボールを平たくすることも認められるが、どのような場合も端部は丸くなっていてはならない(この平たくした部分の厚みは最低14mmとする)。レバー端部は、レバーと一体構造に固定されていなくてはならない。
- ② コントロールレバー(フット・レバーおよびハンド・レバー)は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- ③ ブレーキレバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。
- ④ ブレーキおよびクラッチレバープロテクション
車両には、他の車両との接触等の場合には、ブレーキレバーが作動しないようにブレーキレバープロテクションの装着を義務とする。装着には、スロットルグリップの作動に支障がないように注意すること。クラッチレバープロテクションの装着も認められる。
- ⑤ レバープロテクションの最大幅は、取り付け部を含めて左右のグリップラバーエンドから50mm以上突出していないこと。形状は自由とするが、鋭利な部分やエッジがない状態で、取り付け方法は方持ちタイプに限定される。レバープロテクションの材質は、樹脂製(ただし、カーボン、ケブラーは禁止)またはアルミニウム製に限定される。
- ⑥ ハンドレバーの交換は、上記の～5)を満たす場合のみ可とする。

～6)フットレスト

- ① フットレストは改造・変更してはならない。
- ② フットレストの先端は、最低半径8mm の中空でない一体構造の球状になっていなければならない。

～7)ブレーキ

- ① 2つの効果的なブレーキ(各ホイールに1つ)がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- ② メーカー出荷時においてフロントブレーキキャリパー用ラインの分岐点がロワーフォークブリッジより下にある場合であっても、ロワーフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- ③ 交換されるブレーキディスクの材質は、鉄素材でなければならない。
- ④ ブレーキディスクの取付ボルト等は、メーカー出荷時の状態を保ち、材質の変更もしてはならない。
- ⑥ メーカー出荷時と異なるパーツを使用する場合は、十分な強度のボルト等を使用すること。
- ⑦ ブレーキパッドの交換は可とする。

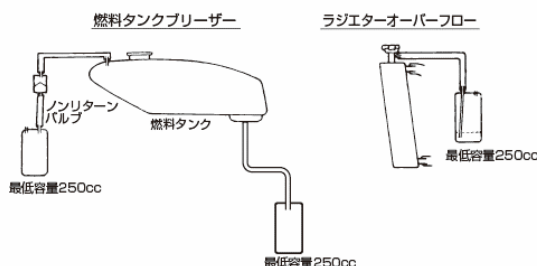
～8)タイヤ

タイヤフォーマーの使用は認められない。使用できるタイヤは、以下のOEM銘柄に限定される。

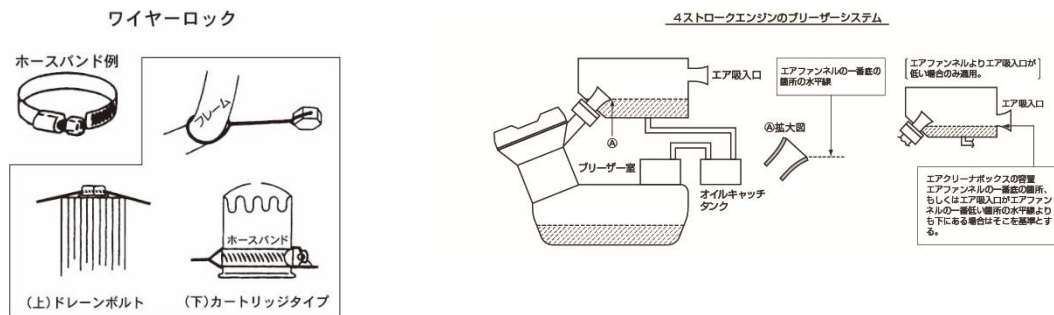
Metzeler	Tourance, Sportec M5 Interact, Sportec M5 , 110/70 R17 M/C 54H SPORTEC M5 150/60 R17 M/C 66H SPORTEC M5
Michelin	Pilot Street Radial, 110/70 R17 M/C 54H TL PILOT STREET R. 150/60 R17 M/C 66H TL PILOT STREET R.
Pirelli	Diablo Rosso 2 R, Diablo Rosso III

～9)フューエルタンク、オイルタンク、リザーバータンク

- ① 燃料タンク・ブリーザー・パイプには、ノン・リターン・バルブを取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた、最低容量250ccのキャッチタンクに放出されるようになっていないといけない。



- ② 燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイルフィルターキャップは、閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。さらにこれらはいかなる場合においても誤って開くことのないように完全にロックされていなくてはならない。
- ③ 全てのドレーンプラグはワイヤーロックしなければならない。外部オイルフィルタースクリューおよびオイルフィルターボルトでオイルパンに進入するもの、オイルクーラー・フロントフォークドレンボルト等のオイル供給パイプについても全て安全にワイヤーロックされていなければならない。
- ④ 全ての車にはクローズドプリーザーシステムを採用しなければならない。
オイルプリーザーラインはエアクリーナーボックスまたはエアクリーナーボックス及びオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっていること。
- ⑤ エアクリーナーボックスで1000ccを確保されない場合、適切な材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で1000cc以上を確保していなければならない。(エアクリーナーボックス単体で1000cc以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される。)
- ⑥ オイルプリーザータンクとして認められるエアクリーナーボックスの容量は、エアファンネルもしくは吸入口の一番低い所の水平線より下の容量とする。キャッチタンクの容量は、オイルキャッチタンクが最低500cc、オイルキャッチタンクとエアクリーナーボックスの合計で1000ccとする。
- ⑦ エアクリーナーボックスの下部に排出穴が開いている場合、オイルが受けられるように塞がれていなければならない。



- ⑧ エアクリーナーボックス及びオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなくてはならない。
- ⑨ プリーザーシステムのパイプ類の締め付けは金属類バンドを使用すること。
- ⑩ プリーザーシステムのパイプ類は耐油性であること。

～10)燃料／オイルの混合液、冷却水

- ① すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない。(AVガス、航空機用燃料の使用は禁止される)
- ② 競技に使用できるガソリン
競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するためにモビリティリゾートもてぎ第1バッドガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。(大会時にサーキットにて購入できるガソリンに限る)
- ③ 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様以内(無鉛ガソリン)に制限される。
(AVガス、航空機用ガソリン等は使用できない)鉛の含有量は0.013g/l 以下であること。
リサーチオクタン価が100.0(RON)、モーターオクタン価が89.0(MON) 以下であること。
密度は15℃において0.725g/ml～0.780g/ml であること。
- ④ 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール(燃料精製中に混入されているものに限る)については認められる。
- ⑤ 水冷エンジンの冷却水は、水に限られる。

～11)テレメトリー

- ① 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- ② マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。
自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- ③ 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

～12)カメラ搭載について

車載カメラを使用する場合、映像使用ガイドライン(巻末に掲載)を誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。
カメラ搭載を申請する場合、WEB エントリーフォームにあるチェック欄にチェックを入れ申請すること。その他、以下の記載事項を厳守すること。

- ・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けること。車検員から取付方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正すること。修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すこと。
- ・カメラ取付方法については、以下で推奨される取付方法に準ずる確実な落下防止策を施すこと。

カメラ搭載(推奨カメラ取付方法)

- ① GoPro 等の形状のカメラの場合、防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーが開くことを防止すること。カバーをマウントしているステーと車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。
- ② カメラにストラップ穴がある場合、カメラのストラップ穴と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。

③ 上記①・②に該当しないカメラの場合

カメラ本体と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングをし、脱落防止をすること。カメラ本体にタイラップ等を巻き、タイラップとのワイヤリングも許可される。

④ カメラ本体(単体)はステー等を用い、車体に確実に固定された変形しない面への取り付けが求められ、カメラ単体(ケース含む)をガムテープやベルクロ等の不確実な方法で競技車両に取付けることは禁止される。

・車載カメラの取り付けステーは以下の a. ～ d.の方法で競技車両に確実に固定し、ステーへの確実なカメラ固定と同時に、偶発的にカメラが脱落した場合に、落下防止のためのカメラ本体(防水カバー)へのステンレスワイヤー等によるワイヤリングを施した状態で車検を受けること。

a.カメラステーの取り付けはボルトまたはビス等で競技車両に確実に固定すること。

テープやタイラップ等による取り付けは許可されない。

b.リア付近にカメラを取り付ける場合は、フレームまたはリアカウルにステーを確実に固定すること。カウルに取り付ける場合は、取り付け部の裏側等に当て板を使用しカウル強度を確保すること。

c.フロント付近にカメラを取り付ける場合は、左右フロントフォーク中心線より内側とし、ハンドルバー、またはハンドルブラケットへのステーおよびカメラの取り付けは禁止される。

d.カメラステーを含めたカメラセットの取り付け高さは、取り付け面(フロントはトップブリッジ、リアはリアカウル上面基準)から高さ 100mm 以下を目安とする。これに違反した場合は取り付けを許可されない場合がある。

・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者は一切の損害賠償責任は問わない。

・上記の誓約に違反した場合は、主催者の科す罰則等に従うこと。

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りです。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処置、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頭部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

〇もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247(営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

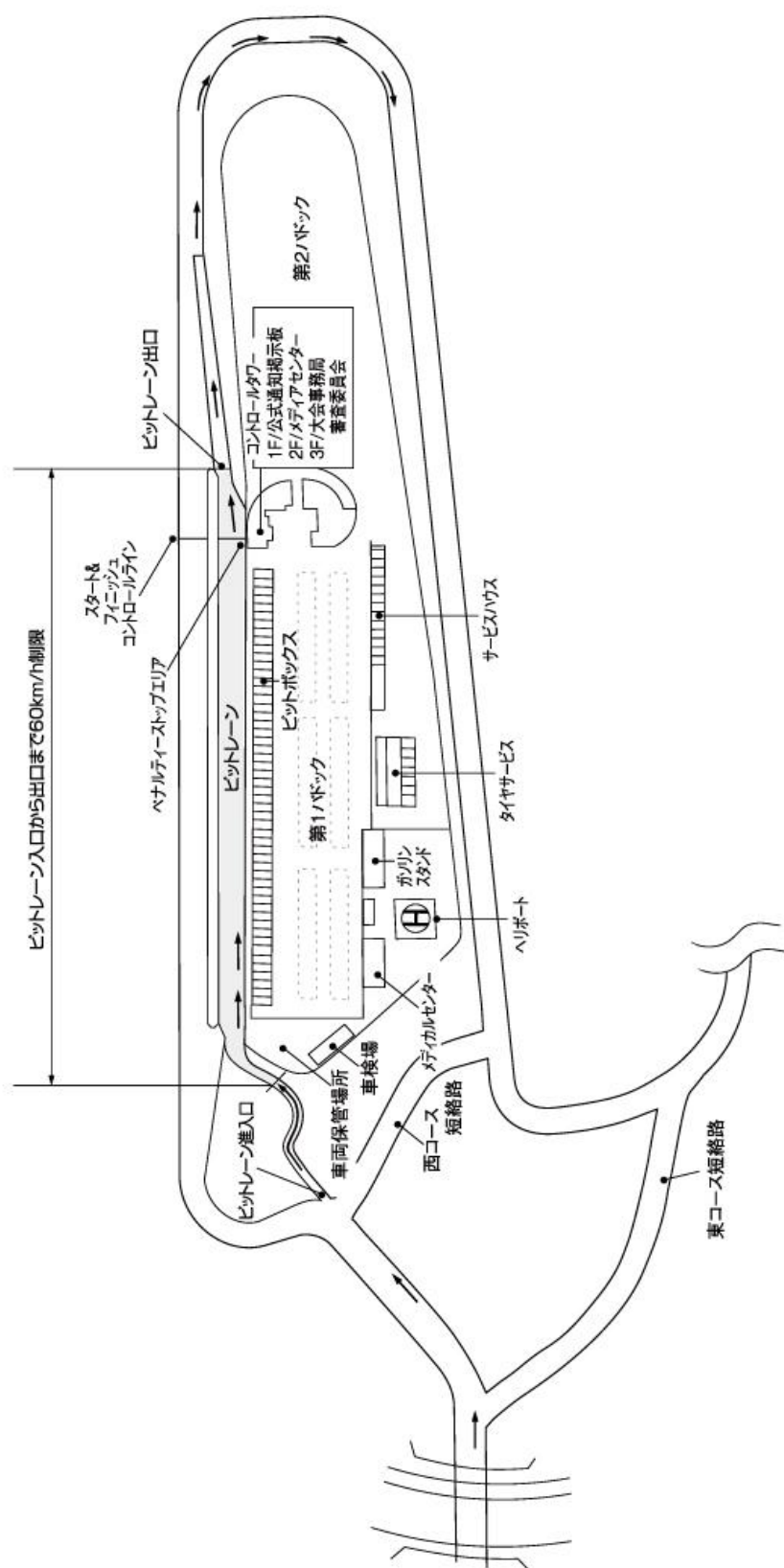
TEL:059-226-5161 FAX:059-226-5165(営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691(営業時間平日9:00~17:00)

パドック案内図



【レース映像使用ガイドライン】

モビリティリゾートもてぎでは、映像著作権や肖像権の観点から、レース映像(車載カメラ映像等)を動画共有サイトや SNS へのアップロードを禁止させていただいておりました。

しかしながら、G310トロフィーに関わる皆様により多くの楽しみをご提供する環境を整えるため、新たにレース映像使用ガイドラインを設定いたしました。

皆様が楽しくレースを楽しんでいただくため、適切な映像利用にご協力をお願いいたします。

1. レース映像の対象

車載カメラ映像およびピット・パドックで撮影した映像

2. 利用範囲

個人アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載

3. 禁止事項

①企業・団体アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載

②広告宣伝活動等

③レース競技判定等

④他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為

※動画共有サイト(YouTube など)や SNS(Facebook など)へ掲載する際は、上記①～④に該当しない内容であることをご確認くださいとともに、第三者のプライバシーにご配慮いただき、問題が生じた際は当事者間での解決をお願いします。

4. 注意事項

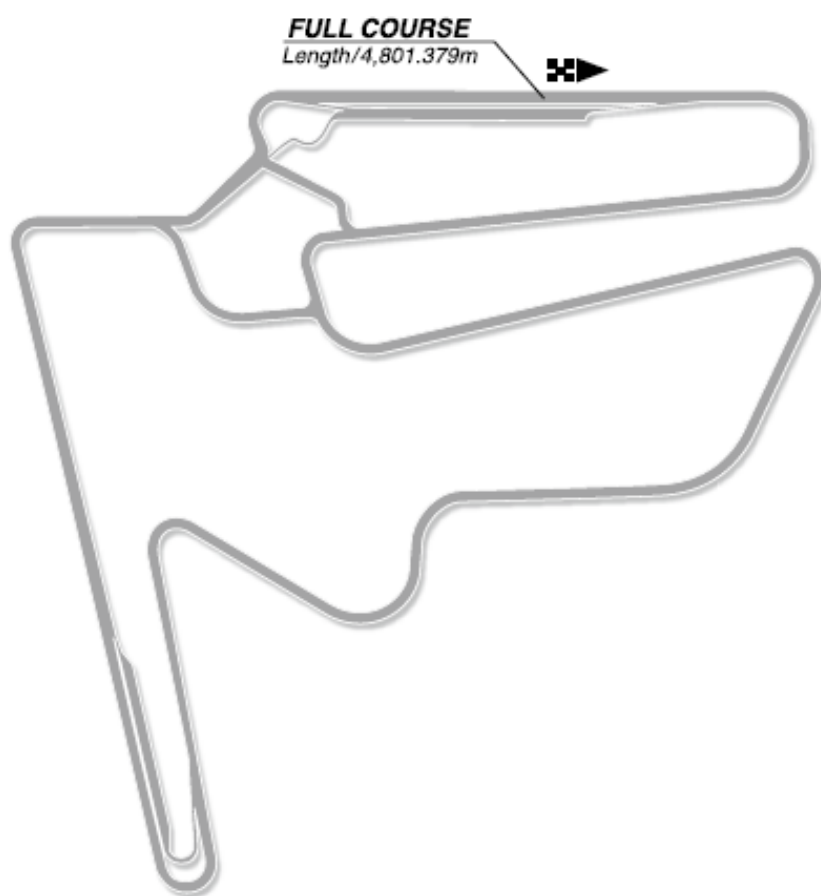
①第三者のプライバシーに十分な配慮をすること。

②動画掲載により生じた、あらゆる問題は当事者間で解決すること。

④ 車載カメラの取り付け方法は規則に準拠すること。

⑤ 企業・団体アカウントでの動画掲載や広告宣伝活動を行う場合は、有償(料金は使用用途により異なります。)にて使用いただけます。モビリティリゾートもてぎ HP 内 お問い合わせページに申請をすること。

⑥ 本ガイドラインは、モビリティリゾートもてぎの判断にて予告なく変更・改訂をさせていただきます。あらかじめご了承ください。



MOBILITY RESORT **MOTEGI** 

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楡山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209

<https://www.mr-motegi.jp/>

2025.8